



国保手続きがオンライン申請 できるようになります

12月2日(月)から、国民健康保険にかかる届け出が、マイナポータルの「ぴったりサービス」でオンライン申請できるようになります。

マイナンバーカードを持っている方は、市役所に行かなくても手続きができます。ぜひ利用してください。

オンライン申請できる届け出

- 資格取得届
 - 資格喪失届
 - 非自発的失業者に係る保険税軽減申告
- 問合せ 市民課保険係☎ 125

小学校の体育館に 空調設備を設置しました

近年の夏場の気温上昇などに対応し、児童の適切な教育環境を確保するため、小学校7校の体育館に空調設備を設置しました。

これで市内小・中学校全10校の設置が完了しました。



問合せ 生涯学習総務課総務係☎ 353

聴覚障害者向けスマートフォン体験会

スマートフォンを持っていない、または操作に不慣れな聴覚障害のある方が、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験できる教室形式のプログラムです。

■プログラム

日 時	内 容
令和7年 1月11日(土) 午前9時30分～ 午後4時30分	①基本操作(タップ、スワイプ、ピンチ等)、入力、電話やメールの使用方法、安全・安心に使うための知識、アクセシビリティ機能 など ②便利なアプリの紹介(LINE等SNS、チャット、ビデオ通話等)、聴覚障害者向けの便利なアプリ(UDトーク、こえとら等)の紹介
2月1日(土) 午前9時30分～ 午後4時30分	フォローアップ会 (聴覚障害者向けアプリを体験できる屋内型イベントも実施予定)

会 場 コミュニティセンター第1研修室

対 象 スマートフォンを持っていないまたは使い慣れていない、聴覚に障害のある東京都在住の方およびその介助者

定 員 10人(申込多数の場合抽選)

持ち物 自分のスマートフォン

※スマートフォンを持っていない場合は特になし

講 師 東京都の委託によるスマートフォン専門講師、操作アシスタント(参加者各人に1人)、要約筆記者2人程度

主 催 東京都デジタルサービス局

申込み・問合せ 12月27日(金)までに、【必要事項】を、電話またはファクスで、東京都アクセシビリティ向上支援事業事務局へ☎ 03-6386-5470(月～金曜日の午前9時～午後5時。祝日・年末年始を除く) FAX 03-5249-3558

【必要事項】

- 希望の日時・会場、カナ氏名、年代、性別、電話番号、ファクス番号(持っている方)、お住まいの市区町村
 - スマートフォンの有無、スマートフォンを持っている方はスマートフォンの機種(iPhone/Android/らくらくホン)
 - プログラム後のスマートフォンの試用(貸出)希望の有無、試用を希望する方は当日持ってくる本人確認書類
 - 参加にあたって配慮が必要なこと(聴覚障害のほか、視覚障害および肢体障害など、重複障害への配慮も含む)、介助者・介助犬付添いの有無
 - 当落通知・教材の郵送先(住所など)
- ※受講に当たって合理的な配慮が必要な場合は備考に記載してください。

ご存じですか 障害者差別解消法

障害者差別解消法では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや、「合理的な配慮の提供」をすることが定められています。

この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

●してはいけないこと…「不当な差別的取扱い」

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否するなど、障害のない人と異なる対応をすることです。

(例)

- ・障害を理由に入店や施設の利用を断る。
- ・障害者向けの物件はないと言って対応しない。

●しなければならないこと…「合理的配慮の提供」

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

(例)

- ・筆談や読み上げなど、伝える方法を工夫する。
- ・段差がある場合に、キャスター上げやスロープの利用などの補助を行う。

配慮を必要とすることが外見からはわかりづらい障害もあります。また、けがや病気により体が不自由になるリスクは誰にでもあります。

地域に住む全ての人が障害についての理解を深め、障害のある人もない人も、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しましょう。

問合せ 障害福祉課障害者支援係☎ 185

ハンディキャップサービス を行っています

- ◆図書館では、視覚障害などで活字による読書が困難な方や、高齢または身体的理由で来館が困難な方に、ハンディキャップサービスとして次のサービスを行っています。ハンディキャップサービスには利用登録が必要なものもあります。詳しくは問い合わせてください。
- ◆点字図書・大活字本・朗読CDの貸出
※利用者カードを持っていただくと誰でも借りることができます。
- ◆録音図書(ONIX(デジジ)版図書)貸出
- ◆対面朗読サービス
- ◆宅配サービス

障害者週間展示を行います

障害者週間に合わせて、関連資料や、障害について理解が深まる図書、活字による読書が困難な方のための資料などを展示します。

期 間 12月1日(日)～14日(土)

会 場 1階展示コーナー

プライマリーはむらから

☎5412280(午前10時～午後8時・祝日以外の月曜日休館)

12月3日～9日は障害者週間

障害者週間は、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。障害者週間をきっかけに、誰もが互いに人格と個性を尊重し、理解しながら「共に生きる社会」に向けた環境づくりをしていきましょう。

問合せ 障害福祉課障害福祉係☎ 172